

港湾機能高度化施設整備事業
(コンテナ荷役システム高度化支援施設)
令和3年度募集要領

■応募期間

令和3年6月25日(金)～令和3年8月27日(金)
午後5時必着

■問い合わせ先

国土交通省港湾局港湾経済課 港湾物流戦略室 安部、關、中村
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

連絡先 Tel. 03-5253-8111 (内線 46-854、46-643、46-644)
03-5253-8628 (直通)

Eメール: hqt-ennkakusousartg★gxb.mlit.go.jp

※「★」を「@」に置き換えて下さい。

<目次>

I. 事業の概要

1.	事業の背景と目的	
1. 1	事業の背景	1
1. 2	事業の目的	1
2.	事業内容	
2. 1	補助対象事業	2
2. 2	事業主体	2
2. 3	対象港湾	3
2. 4	補助対象経費	3
2. 5	補助金額	3

II. 事業の実施

1.	事業の公募について	
1. 1	公募手続き	4
1. 2	事業の評価・審査	5
1. 3	事業の採択	5
1. 4	複数年度にまたがる事業の取り扱いについて	6
2.	補助金の交付について	
2. 1	交付申請	6
2. 2	交付における留意事項	6
3.	事業中及び事業完了後の留意事項	
3. 1	実績報告	6
3. 2	会計検査に伴う資料請求及び現地検査等	7
3. 3	事業の効果等に係る報告	7
3. 4	取得財産の管理	7
3. 5	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等	7
3. 6	アンケート、ヒアリングへの協力	7
3. 7	情報等の取扱い等	7

【別紙】

港湾機能高度化施設整備事業（コンテナ荷役システム高度化支援施設）

採択申請書

.....別紙 1

港湾機能高度化施設整備事業（コンテナ荷役システム高度化支援施設）

変更申請書

.....別紙 2

港湾機能高度化施設整備事業（コンテナ荷役システム高度化支援施設）

変更事項対応表

.....別紙 3

港湾機能高度化施設整備事業（コンテナ荷役システム高度化支援施設）

応募書類 チェックリスト

.....別紙 4

港湾機能高度化施設整備事業（コンテナ荷役システム高度化支援施設）

実施フロー

.....別紙 5

I. 事業の概要

1. 事業の背景と目的

1. 1 事業の背景

近年、労働力人口の減少や高齢化の進行により、港湾労働者不足が深刻化しており、今後、労働者の更なる不足も懸念されています。このため、港湾労働の将来の担い手の確保のためにも、職業としての港湾労働者の魅力を向上させる必要があり、労働環境の改善が急務となっています。

また、大型コンテナ船の寄港に伴い、1寄港当たりのコンテナ積卸個数が増加したことにより、コンテナ船の着岸時間が長くなるとともに、荷役作業の波動性が増大しています。このため、ターミナル荷役能力を向上させ、荷役時間の短縮と荷役作業の波動性の吸収が必要な状況となっています。

さらに、我が国は、国際コンテナ戦略港湾政策のもと、我が国に寄港する国際基幹航路の維持・拡大を目指しているところ、我が国の外貿コンテナ貨物の約1割が釜山港経由で輸送されるなど厳しい競争環境にあり、競争力の確保は喫緊の課題です。この状況が続いた場合、欧州・北米等との間の付加価値の高い貨物を輸送する直行基幹航路が失われ、他国の港湾にこれらの国との間の輸送を依存せざるを得なくなります。また、これに加え、我が国における民間投資が減少し、雇用が失われる恐れがあります。このため、コンテナ船の着岸時間の短縮による港湾の利便性を向上させるとともに、国内港湾からの国際フィーダー航路を利用した国際コンテナ戦略港湾への更なる集貨や、アジア広域からの集貨等を通じて、国際基幹航路の寄港の維持・拡大を実現することが求められています。

1. 2 事業の目的

我が国のコンテナターミナルにおいて、「ヒトを支援するAIターミナル」を実現し、良好な労働環境と世界最高水準の生産性を創出するため、遠隔操作RTG及びその導入に必要な施設の整備に必要な費用に対する補助事業（港湾機能高度化施設整備事業（コンテナ荷役システム高度化支援施設））を実施します。

【参考】 遠隔操作RTGの導入により期待される労働環境の改善効果（例）

（1）港湾労働者の労働環境改善

- ・腰を屈める作業や高所作業からの解放
- ・空調が効いた屋内での操作
- ・労働災害のリスク減少
- ・トイレ休憩等が取りやすくなる
- ・複数の担当者で複数のRTGを操作することにより、作業の割振調整が可能

（2）トラック運転者の労働環境改善

- ・外来トレーラーのゲート前待機時間や構内滞在時間の短縮 等

2. 事業内容

2. 1 補助対象事業

遠隔操作 RTG 及びその導入に必要なとなる施設の整備を行う事業を対象とします。

2. 2 事業主体

次の各号のいずれかに該当する民間事業者に限る。ただし、港湾法第43条の11第1項の規定による指定を受けた港湾運営会社及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第3条第1項の規定による指定を受けた特定外貿埠頭の管理運営を行う者は除く。

- 一 港湾運送事業法第4条の規定による一般港湾運送事業の許可を受けた者
- 二 前号を含む複数の者の出資により設立され、前号と同様のコンテナターミナル運営を行う者
- 三 コンテナターミナルを借り受けている者
- 四 前各号のいずれかと同等であると国土交通省が認める者

なお、第三号の民間事業者のうち港湾法第43条の11第6項の規定による指定を受けた港湾運営会社が本補助制度を活用して事業を行う場合、同法第55条の7第1項又は第55条の9第1項の規定に基づく資金の貸付けを受けて補助対象施設の整備を行うことはできないものとする。

ただし、事業主体及び関係者がイからトまでのいずれかに該当する場合は対象外となります。また、採択後に判明した場合も対象外となります。

また、事業主体から工事を受注した者（以下「受注者」という。）（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が、イからへまでのいずれかに該当する場合は対象外となります。採択後に判明した場合も対象外となります。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認

められるとき。

へ 下請け契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、国が事業主体に対して当該契約の解除を求め、事業主体がこれに従わなかったとき。

2. 3 対象港湾

以下の対象港湾において、補助対象事業を行う場合を対象とします。

<対象港湾>

苫小牧港、仙台湾港、京浜港、新潟港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、神戸港、水島港、広島港、関門港、博多港

2. 4 補助対象経費

補助金の交付の対象は、事業の実施のために必要な以下の施設の整備に関する経費のうち、国土交通省が認める費用とします。

<補助対象施設>

- ・遠隔操作 RTG^{注1)}
- ・遠隔操作 RTG の導入に必要となる施設^{注2)}

注1) 既存の RTG を改良する場合、既存 RTG の遠隔操作化に必要な改良部分に係る費用に限り補助対象経費に該当し、当該既存 RTG の取得に係る費用は補助対象経費とはならない。

注2) 本事業のために必要な施設（ターミナルオペレーションシステムの改良部分、遠隔操作卓、モニター等）に限る。

既存の施設を改良する場合、本事業のために必要な改良に限る。

なお、対象経費は本工事費、附帯工事費、測量設計費とする。

2. 5 補助金額

補助対象経費の1/3以内とします。

（予算の範囲内での補助となります。）

Ⅱ. 事業の実施

1. 事業の公募について

1. 1 公募手続き

以下のとおり、新規補助対象事業を公募いたします。

また、過去の公募において採択した事業について、事業計画の変更を受け付けます。

■令和3年度応募受付期間

令和3年6月25日（金）

～令和3年8月27日（金）午後5時（必着）

■応募書類

・新規補助対象事業の申請の場合

別紙1の採択申請書に必要事項を記入するとともに、別紙4に掲げる資料を一式揃えて提出して下さい。

なお、応募書類の提出後にJV等により補助対象者となる民間事業者の設立を予定している場合は、出資を予定している者の連名で別紙1の採択申請書を提出して下さい。

・事業計画変更の申請の場合

別紙2の変更申請書及び別紙3の変更事項対応表に必要事項を記入するとともに、別紙4に掲げる資料のうち、既にご提出いただいているものから変更のあるものを提出して下さい。なお、別紙2について、既にご提出いただいている申請書から変更した部分については、赤字でご記入下さい。

■応募書類の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省港湾局港湾経済課 港湾物流戦略室 安部、關、中村

電話：03-5253-8111（内線 46-643、46-644） 03-5253-8628（直通）

■応募書類の提出方法

応募書類は、紙及び電子媒体（CD-R等）にて、郵送（書留郵便に限る。）により提出下さい。

1. 2 事業の評価・審査

募集期間中に応募のあった事業については、「ヒトを支援するA Iターミナル」を実現し、良好な労働環境と世界最高水準の生産性の創出に資するかという観点から、以下の通り評価・審査します。評価・審査の過程で、内容等に不明確な部分がある場合等は、応募者に対して、必要に応じ、追加の資料請求やヒアリング等を行う場合があります。

なお、本事業の円滑な実施の観点から、応募のあった事業について、港湾計画との整合性等について、国土交通省の担当部局から港湾管理者に問い合わせを行う場合があります。

また、応募書類に虚偽の記載をした場合には、当該応募を無効とすることがあります。

<評価・審査の観点>

- ①補助対象施設の仕様が妥当であること
- ②概算事業費が妥当であること
- ③事業全体の資金計画が妥当であること
- ④補助事業者が補助対象施設の整備に必要な技術的能力を有していること
- ⑤補助事業者が補助対象施設の運用に必要な技術的能力を有していること
- ⑥安全性確保のために適正な措置が講じられること
- ⑦補助対象施設の運用に当たり労働環境の改善が十分見込まれること
- ⑧補助対象施設の運用に当たり荷役能力の向上が十分見込まれること
- ⑨遠隔操作 RTG を導入するコンテナターミナルの国際競争力の向上が期待されること
- ⑩遠隔操作 RTG の導入について、関係者（ステークホルダー）の合意がとれること
- ⑪新たな投資の誘発が期待されること
- ⑫遠隔操作 RTG の導入を契機に先進的な取組が計画されていること
- ⑬その他、「ヒトを支援するA Iターミナル」を実現し、良好な労働環境と世界最高水準の生産性を創出するという事業の目的に沿ったものであること

応募事業の補助金の要望額の合計が予算額を上回る場合には、⑦～⑬の評価項目の内容を勘案して優先順位をつけた上で、各事業の交付予定額を決定いたします。事業が採択されたとしても、要望通りの補助額を交付することができない場合もございますので、予めご承知置き下さい。

1. 3 事業の採択

学識経験者等で構成される有識者委員会が事業内容の審議を行い、その結果を聴取した上で、採択候補事業を決定し、事業主体に対して書面により通知します。

1. 4 複数年度にまたがる事業の取り扱いについて

複数年度にまたがる事業の扱いは、次のとおりとなります。

- ・ 毎年の公募時に、変更の有無を含めて各年度の計画を含む事業の全体計画を報告又は提出いただきます。
- ・ 事業の全体計画が採択された場合、毎年度、補助金交付申請を行っていただく必要があります。
- ・ 各年度の計画における補助対象部分の出来高に応じて、各年度に補助を行います。
- ・ 次年度以降については、次年度以降の予算の状況によるため、事業採択時点において、次年度以降の補助金額を確定することはできませんが、予算の範囲内で「ヒトを支援するAIターミナル」を実現し、良好な労働環境と世界最高水準の生産性を創出することへの寄与度を勘案して優先的に補助することになります。従って、初年度の補助金交付をもって、計画された通りに次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意下さい。
- ・ 各年度の計画及び事業の全体計画を途中で変更する場合は、速やかに協議を行っていただいた上で、改めて事業計画変更の申請をしていただく必要があります。

2. 補助金の交付について

2. 1 交付申請

補助金の交付申請の手続き等については、港湾機能高度化施設整備補助交付要綱等（以下「交付要綱」という。）によるものとし、事業採択の決定通知時にお知らせします。

2. 2 交付における留意事項

交付決定時に事業着手（工事請負契約の締結等）している事業は、補助対象外となりますのでご注意ください。

補助対象経費に、国からの他の補助金（補助金等に係る予算の執行の適性化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）第2条第1項第1号から第4号に規定する補助金等）が含まれている事業は、補助対象外となります。

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）については、消費税等相当額から消費税仕入額控除額を減額した額を補助対象とします。

交付決定後に、応募書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合、交付決定を取り消すことがあります。

3. 事業中及び事業完了後の留意事項

3. 1 実績報告

各年度の事業完了後、実績報告書の提出が必要となります。

また、工事が交付申請の内容に沿って実施されたことを確認するため、工事監理等を実施した者の証明書を求めることがあります。なお、当該証明書に係る費用が発生した

場合であっても、当該費用は補助金としての申請ができませんのでご注意ください。

3. 2 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等

各年度の事業完了後、実績報告書の提出を受け、必要に応じて関係資料の提出依頼及び現地検査を行う場合があります。

また、本事業は会計検査院による検査対象となります。補助金の適正な執行及び補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）の整理・保存に十分ご注意ください。

3. 3 事業の効果等に係る報告

各年度の事業完了後、当該年度までの事業の実施による荷役能力の向上及び労働環境の改善に係る効果等について報告を求めることがあります。また、本報告の内容によっては、事業の実施について必要な改善を求めることがあります。

その他、必要に応じデータの提供等についてご相談させていただくことがあります。

3. 4 取得財産の管理

補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならない。

補助事業者は、承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。また、承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を納付させることがあります。

3. 5 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

万一、交付要綱に違反する行為が行われた場合、適化法に基づき、以下を含む各種措置が講じられ得ることに留意してください。

- ・適化法第17条の規定による交付の決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条の規定による加算及び延滞金の納付
- ・適化法第29条から第32条までの規定による罰則
- ・相当の期間、補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと

3. 6 アンケート、ヒアリングへの協力

補助期間終了後、本事業に関する調査・評価のために、事後アンケートやヒアリングに協力していただくことがあります。

3. 7 情報等の取扱い等

本事業について広く一般に紹介するため、国土交通省のホームページ、パンフレット等に事業内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、採択申請書に記載された内容等について、補助事業者等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。